

2017年8月30日

BIS 決済・市場インフラ委員会および証券監督者国際機構による店頭デリバティブの主要データ項目（固有取引識別子・固有商品識別子を除く）の調和<第3弾>に係る市中協議報告書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、BIS決済・市場インフラ委員会（CPMI）および証券監督者国際機構（IOSCO）が本年6月27日に公表した「店頭デリバティブの主要データ項目（固有取引識別子・固有商品識別子を除く）の調和<第3弾>に係る市中協議報告書」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

我々は、各国（または各法域）において各々の定義・フォーマットで店頭デリバティブ取引に係る取引情報報告が行われているなか、CPMI・IOSCOを中心とした調和（Harmonisation）に向けた取組みを歓迎しており、最終的に安定的かつ実効性のある制度が導入・確立されるべきと考えている。

その観点から、制度の導入・確立に当たっては、金融機関にシステム導入等の過剰なコスト負担を発生させないなど、金融機関の対応が必要最小限にとどまるよう配慮いただきたいと考えており、民間金融機関における実務を踏まえ、店頭デリバティブ取引に係る取引情報の報告者の立場から、以下のとおりコメントするので、本件検討に当たり、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

【総論】

報告すべきデータ項目は各国当局の監督上必須なものに絞り込み、過度に複雑化すべきではない。

報告すべきデータ項目の数が増え、内容が複雑化すればするほど、報告者によるばらつき等が発生し、スワップ情報蓄積機関（swap data repositories: SDRs）において集積されるデータの精度は低下する。報告すべきデータ項目は、各国当局の監督上必須なものを特定して絞り込んだほうが、報告データの正確性が向上し、結果として利用価値のある情報が当局に提供されることになるものと思われる。

【各論】

2.3 Portfolio containing non-reportable component（報告不可能な要素を含むポートフォリオ）:

（コメント）

報告内容が「Yes（担保がカバーしている店頭デリバティブ取引が報告対象になっていな

いケースあり)」となる局面が多くなるものと想定されることから、報告するためのコストも考慮のうえ、本項目の報告データとしての有用性につき、十分に検討すべきである。

(理由)

法域によっては店頭デリバティブ取引の種別（有価証券系デリバティブ／金利系デリバティブ）により報告当局が分かっていたり、一部の店頭デリバティブ取引が報告対象商品（FX系取引）に含まれていなかったり等の理由により、担保がカバーしている店頭デリバティブ取引が報告対象になっていないケースも多く存在すると思われる。

2.4-2.28 Data elements related to margins (担保に関連するデータ項目)

(コメント)

「Margin required to be collected/posted」(2.17～2.24)の定義を明確化すべきである。

また、そもそも本項目の有用性をコスト・ベネフィットの観点から十分に検証すべきである。

(理由)

「Margin required to be collected/posted」とは、「相手方と合意済みであるが移管が完了していない担保」を指すのか、あるいは「自己計算により相手方に担保請求(Margin Call)をかけるべき金額」を指すのか、内容が不明確である。

また、担保の決済期限(Settlement Timing)に係る各国の規制要件間に差異(T+0、T+1、T+2等)があることに加え、そもそも時差があったり、国民の祝日が異なったり、各国の取引報告時限に差異等があったりと、基準となる時点が統一されていない中で、すでに授受済みの担保に加え、「授受予定担保額」等の明細を報告することがコスト・ベネフィットに見合うものなのかについて、十分な検討がなされていないように見受けられる。

2.31-2.35 Data elements related to counterparty rating trigger (取引相手の格付基準に関連するデータ項目)

(コメント)

「格付(Rating)」(2.31～2.35)に関連した報告データ項目については、報告に相応の時間を要することにご留意いただきたい。

(理由)

2.31～2.35に記載のある、取引相手の格付に応じた追加担保や早期解約事由は、ISDA Master AgreementやCredit Support Annex(CSA)等の契約書類に記載されているものであるが、電子データとして保持されていないケースも多い。報告データ項目に含める場合には、報告可能な電子データに変換するための作業時間が必要となる。

2.36 Clearing obligation in the jurisdiction of the reporting counterparty (報告者の法域における清算集中義務)

(コメント)

監督目的を達せられるのであれば、「清算集中義務の対象取引か」というデータ項目については、「清算集中済みの取引か」という情報に変更するか、当該情報で代替することも認めていただきたい。

(理由)

「清算集中義務の対象取引か」という情報を正しく報告するためには、取引当事者本人のみならず、取引相手の法律上のステータスを正しく把握したうえで、複雑な判定ロジックを組む必要がある。

クロスボーダー取引が複雑化する中、法令上の義務の有無に関わらず、中央清算機関(CCP)において清算可能な取引はすべて清算するという市場慣行も存在する。このような状況に鑑み、「清算集中義務の対象取引か」という情報を、「清算集中済みの取引か」という情報に変更もしくは代替することをご検討いただきたい。

以 上